

常勤役員報酬規則

第1条（目的）

この規則は、財団法人日本訪問看護振興財団（以下「財団」という。）寄附行為第21条の規定及び財団常勤役員就業規則第6条の規定に基づき、常勤役員の報酬を定める。

第2条（報酬の種類）

報酬は、基本給及び諸手当とする。

第3条（基本給）

常勤役員の基本給は、財団職員給与規則別表1「一般職俸給表」を適用し、職務の級は10級とする。

2．号俸の決定については、経験年数を斟酌し理事長が行うものとする。

第4条（昇給）

在任期間1年毎に1号俸昇給するものとする

最高号俸を超える昇給は、直近下位の号俸との差額を昇給額とする。

2．職員から引き続いて常勤役員となった場合においては、職員時の最終昇給後の期間は、前項の在任期間に含むものとする。

3．満60歳に達した日以降の昇給は停止する。

第5条（諸手当）

諸手当は、調整手当、通勤手当、扶養手当、常勤役員手当、住居手当、期末手当、勤勉手当とし、常勤役員手当を除き財団職員給与規則を適用し支給するものとする。

ただし、財団職員給与規則別表5付表の加算額は、基本給及び調整手当の20%の額とする。

2．常勤役員手当は、基本給の20%の額とする。

第6条（退職金）

退職金は、退任時の基本給に職員退職手当規則第3条第1項の規定を準用し、算出した額とする。

2．退職金の算定の基礎となる勤続期間は、役員となった日の属する月から起算し、退任した日の属する月までの継続した月数とし、1年未満の月数の勤続期間は月割計算とする。

3．職員から引き続いて常勤役員となった場合においては、職員として引き続いた在職期間は、前項の勤続期間に含むものとする。

但し、その者が職員の退職時に退職金を受領している場合は、職員として引き続いた在職期間は、前項の勤続期間に含まないものとする。

4．退職金は、常勤役員が寄附行為第20条第1項（2）の規定により、解任された場合は、支給しない。

第7条（規則の変更）

本規則は、理事会の承認により変更することができる。

附則

本規則は平成14年12月1日より施行する。

< 参 考 >

常勤役員の基本給...第3条(基本給)
財団職員給与規則別表1「一般職俸給表」より抜粋
10級の各号俸(平成18年4月1日改定)

号俸	俸給月額
1	366,700円
2	378,700円
3	390,900円
4	403,000円
5	415,300円
6	427,200円
7	439,000円
8	450,200円
9	461,200円
10	471,800円
11	481,300円
12	490,000円
13	497,400円
14	504,200円
15	508,600円

常勤役員の退職金...第6条(退職金)

職員退職手当規則より抜粋

第3条(普通退職の場合の退職手当)

この規則に該当する場合は、退職の日におけるその者の基本給月額にその者の勤続期間を次の各号に区分して該当各号にかかげる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間に対しては、1年につき 100/100
- (2) 11年以上20年以下の期間に対しては、1年につき 110/100
- (3) 21年以上24年以下の期間に対しては、1年につき 120/100

第4条(長期勤続後の退職の場合の退職手当)

25年以上勤務して退職した者、20年以上25年未満の期間勤続し定年に達したことにより退職した者またはこれに準ずる理由その他その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者の退職手当の額は、その者の基本給月額にその者の勤続期間を次の各号に区分して当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき 125/100
- (2) 11年以上20年以下の期間については、1年につき 137.5/100
- (3) 21年以上30年以下の期間については、1年につき 150/100
- (4) 31年以上の期間については、1年につき 137.5/100

以上